

三田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失つた場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失つた場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>